

お願い

国保組合に対する特別助成の満額確保に
むけた「ハガキ要請行動」に取り組みます。

宛先：厚生労働省

組合員・ご家族の皆様の直筆でご協力を！

建設長崎

June
No.720

2025年 6 月15日

1 部20円 組合員の購読料は組合費に含ます

印刷●株昭和堂 TEL095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL095-862-7121 FAX095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●若杉孝雄 編集人●古井宏樹

支 部 名	一年間の支部別 目標・加入・脱退・純増減数							
	年間 目標数	年間 加入数	前期(6～11)		後期(12～5)		年間 脱退数	純増 減数
			目標	実績	目標	実績		
中央大浦	36	☆37	18	18	18	19	55	-18
市南	20	9	10	5	10	4	32	-23
東長崎	26	☆26	13	11	13	15	28	-2
浦上西	41	31	20	18	21	13	53	-22
浦上東	15	12	8	5	7	7	12	0
西彼	37	☆38	18	17	19	21	54	-16
諫早	41	19	20	6	21	13	52	-33
大村	38	☆42	19	23	19	19	47	-5
島原	37	☆51	19	29	18	22	39	12
佐世保中央	25	14	13	5	12	9	36	-22
佐世保東	28	21	14	15	14	6	37	-16
佐世保北	20	7	10	6	10	1	36	-29
北松	20	13	10	9	10	4	27	-14
平戸	13	2	6	1	7	1	21	-19
五島(本部)	3	2	2	2	1	0	2	0
合 計	400	324	200	170	200	154	531	-207

二級建築施工管理技士対策講座
受講生募集中 !!

受講申込受付 4 月より随時受付
講習場所 長崎建設技術専門学院 (095-861-9261)
大村建設技術専門学院 (0957-53-8385)
講習期間 令和 7 年 8 月中旬～11月上旬まで (33日間予定)
講習時間 毎週 3 回予定 午後 6 時30分～9 時まで
受講料 40,000円
講習内容 建築一般Ⅰ・建築一般Ⅱ・安全管理・施工計画
品質管理・工程管理・法規Ⅰ・法規Ⅱ・実地全般
募集人員 各校とも最低 5 名以上で実施
受験資格 (実務経験)
高等学校(指定学科卒)3 年以上、指定学科以外
卒業後 4 年 6 ヶ月以上
実務経験者 8 年以上、大学・専門学校により実務
経験は異なります。

作業主任者講習会のご案内

①足場の組立て等作業主任者講習会

地区	日 程	会 場	受 講 料
長崎地区	令和 7 年10月 4 日(出)～ 5 日(回) 午前 9 時00分～午後 5 時00分 (受付開始：午前 8 時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	8,000円 (組合員には二千円の 助成あり)

【受験資格】 満21歳以上で、足場作業に 3 年以上従事した経験を有する者

※現在、足場作業の実務経験の要件は、『3 年以上』となっておりますが、今後は『足場の組立等特別教育を受講後 3 年以上』に変更されることが予想されます。特別教育を受講されていない方は、早いうちに受講いただきますようお願いいたします。

②木造建築物の組立て等作業主任者講習会

地区	日 程	会 場	受 講 料
長崎地区	令和 7 年11月 8 日(出)～ 9 日(回) 午前 9 時00分～午後 5 時00分 (受付開始：午前 8 時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	8,000円 (組合員には二千円の 助成あり)

【受験資格】 満21歳以上で、木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根もしくは外壁下地の取り付け作業に 3 年以上従事した経験を有する者

【定 員】 両講習とも20名 (なお、受講者が10名未満の場合は中止する場合があります)

【受付方法】 支部にて随時受付。下記の必要書類をご提出下さい。

【必要書類】 ①受講申請書 (実務経験欄の証明が必要)
②運転免許証など本人確認ができる証明書の写し
③受講料
(学院発行の作業主任者手帳を所持している場合は、ご提出ください)
※証明写真は講習会当日に撮影します

※注 意 個人事業主や一人親方層の実務経験の証明については、自己証明の場合、第三者の証明が 2 名分必要になります。

【問い合わせ先】

長崎労働局登録教習機関
長崎県建設技術専門学院本部 (TEL095-861-9261)
登録No.025-1(足場)No.025-3(木建)-有効2029年11月-

令和六年度
組織拡大運動の取り組み総括
新たに三二四名の仲間が加入
年間拡大目標達成五支部 年間純増一支部
組織拡大へご協力いただきありがとうございました

昨年の第七十九回定期大会において年間拡大目標を四〇〇名に決定。各支部ともそれぞれの目標達成(前期・六月～十一月、後期十二月～五月)に向け、ふれあい訪問行動や各種会議の中で呼びかけを中心に拡大運動へ取り組んできました。

その結果、この一年間に三二四名の新たな仲間に加わりました皆様にご協力いただき、感謝申し上げます。

一方、事業所退職や社会保険加入、市町国保加入などで五三一名が組合を脱退され、組織全体では二〇七名の組織減勢という結果で今期の拡大運動は終了いたしました。

目標達成に向け未加入者

令和八年度
国保補助金確保に向けた
ハガキ要請行動へ取り組もう！
ご協力をお願いします

令和八年度国保組合予算確保に向けたハガキ要請行動を、五月末から約二カ月かけて行います。要請先は厚生労働省です。

ハガキ要請行動は、私たち建設技能者にとって建設国保が欠かせない制度である事を訴え、補助金の現行水準確保、拡充に向けて、組合員、家族一人ひとりの声を直接訴えることができる貴重な機会です。

私たちの切実な訴えを直筆で届けることで、補助金確保を進める大きな原動力となります。

長建国保の安定運営をは

下記の文例を参考にしながら、
要請ハガキを書きあげましょう

□□は、長崎県で●●をしています。

建設国保はいのちと健康を守る大切な制度です。

私たちの建設国保への補助金は、現行水準を確保、拡充して下さい。

長崎市城山町17-58
建設太郎

<□□>の部分は、差出人との続柄を記入します

組合員本人が差出人であれば	私
組合員の妻が	私の夫
組合員の子が	私の父
組合員の親が	私の子

<●●>の部分は、組合員の職種を記入します

例)大工 左官 設備工 鳶工
電気工 解体工 配管工 等
×→建設業 解体業 土木業等

○ハガキに自筆(ボールペン)で記入をお願いします
○職種は具体的に記入して下さい。
○ポストに直接投函しないで下さい。
○書き損じのハガキも返却下さい。



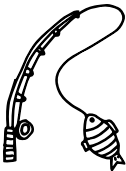


浦上西支部

三重・畠刈分会合同釣り大会〈あらかぶ祭り〉

浦上西支部の畠刈及び三重分会は、合同で五月十一日(日)に釣り大会を開催しました。

参加者十三名が三艘の船に分かれて乗り込み朝七時頃、新三重漁港を出港。アラカブなど五十匹を目標におよそ五時間頑張りましたが、沖



五月十七日(土)・十八日(日)組合本部で、木造軸組工法を学ぶ機会の少ない若年技師を対象に、「規矩術講習会」を開催。十人が参加し「さしがね」の基礎的な知識について学びました。

講師には、建築大工の技能検定委員である須藤輝久氏（本部副委員長・北松支部）・中尾政男氏（本部副委員長・大村支部）の二人にご指導いただき、課題は、「四方転び踏み台」で、原寸図の作成、墨付け、加工の順で行いました。

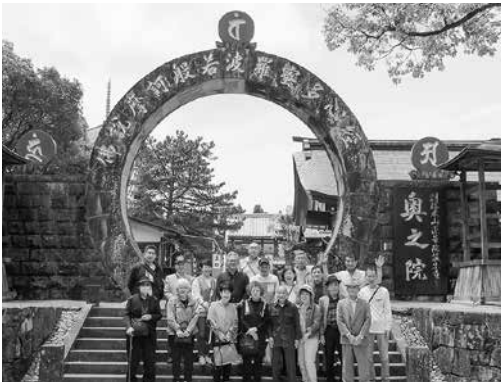
参加された方たちは、二十代で経験が浅い方々ばかりでしたが、それぞれが講師に質問するなど二日間熱心に取り組んでいました。

近年、プレカット技術の発展・住宅メーカーによる建築様式の変化などで、現場で在来工法の技術技能を要する仕事が増加してきています。

組合では、今後も木造軸組に精通した大工職人を一人でも多く育てるために、規矩術の講習会を開催し、技術技能の継承に取り組んでいきます。

WBGT 値（暑さ指数）基準値表

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 〔くぎ(釘)打ち、盛土〕 ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など	25	20



例年六月頃に開催している旅行会ですが、温暖化の影響が年々暑さが増しており、今回は少し早めの涼しい時期に決行。

参加者全員がバスに乗り、早送、馬渡支部長

その後、山鹿に移動し、ガイドさんの案内で歌舞伎小屋「八千代座」を見学。続けて酒蔵・味噌蔵にて見学と買い物を行った後、宿泊地の菊池温泉へ。

皆さん旅館に到着するやいなや、浴衣に着替えて大浴場へ直行。温泉を十分に堪能し日常の疲れを癒して

夕食時には恒例の大カラオケ大会が幕を開け、次から次に自慢の持ち歌と歌声を披露し、時間の限り楽しいひと時を過ごしました。

少し肌寒くなった二日目は、阿蘇の大観峰の見学からスタート。若干雲がかかっていましたが、それでも雄大な阿蘇の絶景と自然を感じることができました。

次に震災から復興した阿蘇神社を見学、見事に修繕された楼門や本殿の前に職人の目となった組合員さんたちは食い入るよう見入りが、熱心に見学していただきました。

その後、九年前に発生した熊本地震について、その記憶を未来へ残し教訓とするために作られた、「熊本地震ミュージアム」をガイドさんの案内で見学。実際の地震で被災した建物や地面の断層などを目にして、熊本地震の規模の大きさを実感し、改めて災害の恐ろしさ、そして、日ごろから災害に対して備えておくことがいかに重要かを学びました。

施設の見学後は、すぐ隣の阿蘇ファームランドで昼食を済ませて、帰りを待つ家族へたくさんのお土産を買い込み帰路につきました。

(吉里一紀)

中央大浦支部

親睦旅行会 〈美しい阿蘇山脈を仰ぎ見て〉

中央大浦支部では五月十一日、十一日の二日間、支部親睦旅行会を開催。二十名の参加で熊本方面を巡りました。

バスは島原から有明海を渡り、最初の目的地「蓮華院誕生時奥之院」へ。ここには世界一の大梵鐘「飛龍の鐘」や大きな日本一の五重塔、九州一背の高い仁王尊像などがあります。

その後、山鹿に移動し、ガイドさんの案内で歌舞伎小屋「八千代座」を見学。続けて酒蔵・味噌蔵にて見学と買い物を行った後、宿泊地の菊池温泉へ。

皆さん旅館に到着するやいなや、浴衣に着替えて大浴場へ直行。温泉を十分に堪能し日常の疲れを癒して

夕食時には恒例の大カラオケ大会が幕を開け、次から次に自慢の持ち歌と歌声を披露し、時間の限り楽しいひと時を過ごしました。

少し肌寒くなった二日目は、阿蘇の大観峰の見学からスタート。若干雲がかかっていましたが、それでも雄大な阿蘇の絶景と自然を感じることができました。

次に震災から復興した阿蘇神社を見学、見事に修繕された楼門や本殿の前に職人の目となった組合員さんたちは食い入るよう見入りが、熱心に見学していただきました。

その後、九年前に発生した熊本地震について、その記憶を未来へ残し教訓とするために作られた、「熊本地震ミュージアム」をガイドさんの案内で見学。実際の地震で被災した建物や地面の断層などを目にして、熊本地震の規模の大きさを実感し、改めて災害の恐ろしさ、そして、日ごろから災害に対して備えておくことがいかに重要かを学びました。

施設の見学後は、すぐ隣の阿蘇ファームランドで昼食を済ませて、帰りを待つ家族へたくさんのお土産を買い込み帰路につきました。

(吉里一紀)



令和7年6月1日から
事業者の熱中症対策が義務付けられました!!

具体的には・・・
WBGT基準値28度以上 又は 気温31度以上の環境で、
連続1時間以上 又は 1日4時間を超えて実施が見込まれる作業が対象
○熱中症のおそれのある人がいた場合に報告するための体制の整備
○必要に応じて医療機関に搬送する手順を周知すること等が求められる。
※対策を怠った場合は、6か月以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金が科される。

WBGT基準値とは
⇒暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

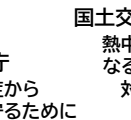
1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。
※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
①事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
②作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

手順や連絡体制の周知例



【朝礼やミーティングでの周知】
【会議室や休憩所など分かりやすい場所への掲示】



福祉共済制度
給付内容

共済の申請忘れはありませんか？

建設長崎の福祉共済は、全ての組合員が加入しており、組合員や家族のお祝い事や不幸があった際に、皆で積み立てておいた共済基金の中から各種給付を行う制度です。

月掛金 (65歳未満) 1,300円 (65歳以上) 1,100円

※共済給付の効力は組合加入後 3 ヶ月後の同日より発生します。時効は事象発生から 1 年です。申請及びお問い合わせは所属支部事務所へ。

時効があります。忘れずに申請をしましょう。

平成28年11月 1 日より発効

※この給付の効力は組合加入後 3 ヶ月後の同日より発生します。

共 済 種 目			共済会費		共済 A 型（65歳未満の組合員）		共済 B 型（65歳以上の組合員）	
					月額 1,300円		月額 1,100円	
休業補償	病気休業手当金 （業務上の疾病・交通事故を除く）		組合加入		3 ヶ月超 1 年未満…………… 1 日につき	4,000円（労務不能 4 日目より支給し最高27日間）		
					1 年以上 2 年未満…………… 1 日につき	4,000円（労務不能 4 日目より支給し最高37日間）		
					2 年以上…………… 1 日につき	4,000円（労務不能 4 日目より支給し最高47日間）		
	傷害入院給付金		組合員がケガで入院した場合		入院 1 日につき	1,500円（入院初日より支給し最高180日を限度）		
	入院見舞金		傷害入院給付金と同時に入院30日間につき		10,000円（最高 6 回 60,000円を限度）			
各種祝金	結婚祝金		組合員が結婚したとき		30,000円			
	出産祝金		組合員または配偶者が出産したとき		10,000円			
	小学校・中学校入学祝		組合員の子供が小学校・中学校に入学する際、一児童（生徒）につき		5,000円			
	成人の祝				15,000円	—		
	初老（厄入）祝				15,000円	—		
	還暦の祝				15,000円	—		
	古希の祝				—	15,000円		
	喜寿の祝				—	15,000円		
	米寿の祝				—	15,000円		
	敬老の祝				—	70歳以上の組合員に対して祝品贈呈		
労災事故給付金（見舞金）		休業10日以上 of 労災事故にあった場合		一事故につき		10,000円		
交通事故給付金（見舞金）		休業10日以上 of 交通事故にあった場合		一事故につき		10,000円		
住宅災害見舞金	火災		全焼・全壊の場合（70％以上）		800,000円			
			半焼・半壊の場合（20％以上70％未満）		720,000～400,000円			
			一部焼・一部損壊（20％未満）		240,000～40,000円			
	風水害 （地震を除く）		全壊・流出（自宅70％以上の損壊・流出）		240,000円			
			半壊（住宅20％以上70％未満の損壊）		120,000円			
			一部壊	（損害額が100万円を超える場合）		24,000円		
				（損害額が20万円を超え100万円以下の場合）		8,000円		
			床上浸水	全床面の50％以上の浸水（150cm以上40cm未満）		120,000～24,000円		
				全床面の50％未満の浸水（100cm以上）		24,000円（100cm未満）8,000円		
	弔慰金		火災等で組合員の 2 親等までの同居家族が死亡した場合		80,000円			
障害給付金	病気による重度障害 ・労災保険法第 1 ～ 2 級 ・労災保険法第 3 級 2 ～ 4 号		500,000円		—			
	不慮の 事故	重度障害	1,000,000円		—			
		労災保険法第 3 ～14級	450,000円～20,000円		—			
	交通 事故	重度障害	—		1,000,000円			
		労災保険法第 3 ～14級	—		900,000円～40,000円			
		入院給付	—		（入院 5 日目より180日を限度）1 日につき2,000円			
		通院給付	—		（通院初日より90日間を限度） 1 日につき1,000円			
死亡弔慰金	組合員	病気死亡（自殺含む）	510,000円（加入年数不問）		組合加入 3 ヶ月超 1 年未満		40,000円	
		不慮の事故による死亡	1,010,000円（加入年数不問）		1 年以上 2 年未満		60,000円	
					2 年以上 6 年未満		80,000円	
		交通事故による死亡	1,010,000円（加入年数不問）		6 年以上		110,000円	
		配偶者死亡	組合加入	3 ヶ月超 1 年未満……………	30,000円			
				1 年以上 2 年未満……………	40,000円			
				2 年以上 6 年未満……………	50,000円			
	6 年以上……………		60,000円					
家族死亡		組合加入	3 ヶ月超～	15,000円				
70歳以上退会慰労金 （70歳以上組合員が脱退する場合）		—		組合加入 20年以上		100,000円		
				30年以上		120,000円		

- 【特記事項】
1. この共済給付の効力は組合加入後 3 か月後の同日より発生します。但し、住宅災害見舞金・組合員障害給付金・組合員死亡弔慰金 (A 型及び B 型の交通事故死亡) については組合加入年数は問いません。

2. 組合費・共済会費等を 3 ヶ月以上未納している場合は支給できません。

3. 病気休業手当について
 - 組合員が病気等で仕事を休んだ場合に支給します。但し、業務中の疾病や第三者行為による交通事故等は支給対象になりません。
 - 組合加入 3 ヶ月後の同日以降に発病し、その疾病により労務不能となった場合に支給対象となります。
 - 限度満額支給を受けた月より 1 年間に同一疾病等で無受診の場合に限り、その疾病は治癒したものとみなし新たに支給することができます。

4. 傷害入院給付金について支給対象とならないものは次の通りです。
 - 腰痛 (症)・腰椎症・脊椎症・ヘルニア／妊娠・出産・流産／地震・噴火・津波等によるケガ／ビッケル等を使用した山岳登はん／スカイダイビング等の危険な運動中による事故／脳疾患等の病気によるケガ (歩行中病気で意識を失い転倒してケガをした場合等／病気による入院、傷害事故による通院等)
 - 健康保険、労災保険、生命・損害保険、加害者からの賠償金等の有無に関係なく支給対象となります。

5. 死亡弔慰金について
 - 組合員、配偶者及び家族死亡に伴い弔慰金を支給する際には、弔慰金とは別に福祉共済会より生花をお供えすることとします。
 - 家族死亡弔慰金の支給範囲は、組合員と同居している子・父母 (義父母含)、別居の実父母を対象とします。
 - 死亡弔慰金には、香典代 (組合員・配偶者死亡時は10,000円・家族死亡時は5,000円) も含まれています。

6. この福祉共済会の改定は、事実発生日が平成28年11月 1 日以降の申請分より適用します。

重要

～令和7年8月1日以降の医療機関受診に際して～ 7月下旬に「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を 普通郵便にて、お送りいたします。

令和6年12月2日以降、健康保険証の新規発行が廃止となり、現在お持ちの被保険者証の有効期限は、令和7年7月31日迄となっております。

今年度は、被保険者証の更新に変わり、マイナ保険証の有無によって「資格情報のお知らせ」又は「資格確認書」を郵送させていただきますので、ご確認ください。（右記フローチャート参照）

※マイナ保険証の利用登録（紐付け）に関しては、厚生労働省から毎月提供されるデータを基に判断します。

■70歳以上の皆様について（高齢受給者証の交付）■

70歳から74歳の方には、「高齢受給者証」を交付しており、現在お持ちの「高齢受給者証」の有効期限は令和7年7月31日迄となっております。

令和7年8月1日以降は、マイナ保険証をお持ちでない方については、これまで通り「高齢受給者証」の発行を行います。マイナ保険証をお持ちの方につきましては、「高齢受給者証」の発行は行いませんので、ご注意ください。

※マイナ保険証に負担割合の情報が紐付けされています。

■限度額適用認定証の交付について■

所属支部等で申請を頂いた方には、「限度額適用認定証」を交付しており、現在お持ちの「限度額適用認定証」の有効期限が令和7年7月31日迄となっております。

令和7年8月1日以降は、マイナ保険証をお持ちでない方については、これまで通り、長建国保で申請を受理後に「限度額適用認定証」の交付を行います。マイナ保険証をお持ちの方につきましては、「限度額適用認定証」の申請は不要となります。

※マイナ保険証に自己負担限度額の情報が紐付けされており、窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。

※オンライン資格確認未導入の医療機関等では、引き続き「限度額適用認定証」の提出が必要になります。

マイナ保険証の利用時には、 電子証明書の有効期限にご注意ください！

マイナ保険証として利用するマイナンバーカードの有効期間は、発行日から10回目の誕生日（18歳未満は5回目）まで、また電子証明書の有効期間は、年齢を問わず発行日から5回目の誕生日までとなっています。

なお、有効期限を迎える方は、有効期間の満了日までに更新の手続きが必要になります。

電子証明書の更新手続きをしないまま有効期限が過ぎますと、病院等を受診する際、マイナ保険証の利用ができなくなりますのでご注意ください。

○有効期限切れとなったらどうなるの

①有効期限切れから3カ月以内

- 病院等を受診する際、マイナ保険証にて受診できます
※資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。

②有効期限切れから3カ月経過後

- 病院等を受診する際、マイナ保険証は利用できません。

○電子証明書の有効期限を確認するには

マイナンバーカードの券面に記載されています。記載がない場合は、マイナポータルから確認できます。

○更新するにはどうしたらいいの？

有効期限の2～3月前を目途に「有効期限通知書」が送付される際、更新に係るパンフレットが同梱されますので、ご確認ください。（更新に係る手数料は無料）

令和7年度巡回健診 お申込みをお待ちしております！！

令和7年度巡回健診実施日程（予定）

実施日	健診時間帯	健診会場（予定）
7月13日(日) 8月3日(日)	9：30～13：00	大村市中央公民館 （シーハットおおむら/敷地内）
8月24日(日)		平戸文化センター（会議室A）
8月31日(日)		島原市有明総合文化会館
9月21日(日)		相浦地区コミュニティセンター（佐世保）
9月28日(日)		広田地区コミュニティセンター（佐世保）
10月19日(日)		高城会館（諫早）

【お申込みに関するお願い】

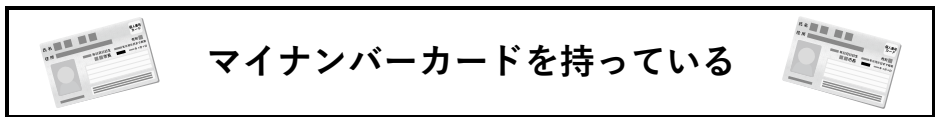
・巡回健診のお申込みは準備の都合上、**実施日の2週間前必着**で組合へお申込みください。

※40歳未満の方も2,000円のご負担で受診可能です。

→実施日までに各所属支部の窓口にてお支払いいただくようお願いいたします。

金銭授受による混雑を避けるため、ご協力をお願いいたします。

なお、やむを得ない場合は、各所属支部にご連絡をお願いいたします。



マイナンバーカードを持っている

いいえ

はい

マイナンバーカードで保険証の
利用登録（紐付け）をしている

いいえ

はい

これまでの保険証に代わり
7月下旬に「資格確認書」を
交付いたします
「資格確認書」で医療機関を
受診してください

※70歳以上の方

・「高齢受給者証」を交付いたします
（資格確認書と同封してお送りします）

※「限度額適用認定証」について
・長建国保で申請を受理後に
交付いたします

7月下旬に「資格情報のお知らせ」
を送付いたします
「マイナンバーカード
（マイナ保険証）」で医療機関を
受診してください

※70歳以上の方

・「高齢受給者証」の交付は
行いません。
・マイナ保険証に負担割合の
情報が紐付けされています
・「資格情報のお知らせ」にも
負担割合を示しています

※「限度額適用認定証」について
・申請は不要です
・マイナ保険証に自己負担限度額の
情報が紐付けされています



カード型



A4サイズ

更新前にご確認を！！

各種届出（被保険者の取得、喪失、住所変更等）は
これまで通り所属支部での手続きが必要になります

結婚や出産、退職などで扶養家族が増えた、あるいは就職や結婚、死亡や世帯分離等で扶養家族が減った、住所や氏名が変わったなど、組合員世帯に異動があった時は、14日以内に届出が必要です。

資格の取得、喪失の届出が遅れてしまいますと、マイナンバーに紐づく資格情報について更新が行われず、扶養家族の保険料を遡って納付いただいたり、保険料の返還が受けられない場合がありますので、お届け忘れが無いよう、ご確認いただき、該当される場合は速やかに所属支部にて手続きをお願いします。

こんな時は手続きが必要です！

○家族が市町村国保から長建国保に加入するとき	○住所、氏名が変わったとき
○家族が会社を退職し、長建国保へ加入するとき	○被保険者証等を紛失、破損したとき変わったとき
○出産したとき	○修学のため自宅を離れる場合
○長建国保を脱退するとき	○介護、福祉施設等に長期入所（入園）する場合
○就職等で健康保険に加入したとき	○組合員が法人として事業を行うようになったとき
○市町村国保に加入するとき	○保険料の賦課区分に変更が生じたとき
○被保険者が死亡したとき	○40～65歳未満（介護第2号被保険者）で国が定める
○修学や施設入所以外の理由で組合員世帯から転出したとき	介護適用除外施設に入所するとき

※お手続きによっては提出していただく書類がございますので、ご不明な点等ございましたら、所属支部、または長建国保までお問合せ下さい。